

第二章 「大型経済」化の質的反省

——「開放体制」への適応——

昭和三十年代後半の日本経済は、池田内閣の「国民所得倍增計画」に支えられて高度に成長した。しかし、それは決して坦々とした道ではなかった。景気の過熱—国際収支の悪化—調整のための引締め、といった山から谷への激しい起伏の繰返しであった。具体的には、昭和三十六年の行き過ぎた成長の反動として、同年九月には国際収支改善対策による調整政策が打ち出され、三十七年は不況の年となった。国際収支の改善達成とともに、同年十月引締めが解除され、三十八年は景気回復の年となった。しかし、それもつかの間で同年末から翌三十九年初にかけて金融引締め政策が実施され、早くも景気は調整過程に入った。この度の不況はとくに深刻で、企業経営の悪化、中小企業の倒産、株価の不振など不均衡が目立った。一方、この間に輸出が増大して国際収支は好転

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第二章 「大型経済」化の質的反省

したため、四十年に入って金融引締めは解除された。しかし、それにも拘らず前記の不均衡は緩和せず、景気の回復感のないままに推移して、同年秋不況がようやく底入れするまでは、暗澹たる景況に低迷したのであった。そして、四十一年には本格的な高成長に転じ、「大型経済」への歩みが始まったのである。

このような不安定な経済情勢の中で、日本経済は一貫して、高い成長率を維持した。昭和三十七年と四十年は調整・不況期のため成長も鈍化したのが、その他は各年とも一〇%をはるかに超える成長率を記録したのである。しかし、経済の量的成長力が旺盛であった半面には、質的な不均衡と矛盾が深まりつつあった。現に三十九年の不況が、それまでの調整過程と異なって深刻であったことに関連して、経済発展における各部門間の「ひずみ」が指摘され、「構造問題」が一層切実に論議されるに至ったのである。

総じて池田内閣の高度成長政策は、製造業Ⅱ大企業中心に推進される傾向が顕著であったため、その他の中小企業、流通部門あるいは農業との間に不均衡が激化する結果を招いた。また経済界としても、この政策の支援をよいことにして、無秩序・競合的な設備投資にはやり、そのために国際収支のアンバランスを招いて景気の振幅を大きくし、また自らの企業財務の健全性を著しく損なった。三十九年から四十年秋に至る長期の不況は、三十年における設備過剰の調整が、それまで持ち越されてきたことにもよると指摘されたのである。

一方、世界の中の日本経済は昭和三十九年春、既述のようにIMF八条国移行とOECD加盟によって、まさに「開放体制」に入った。貿易・為替の自由化が一層きびしく迫られるとともに、資本自由化も現実の日程として浮かび出てきた。日本経済はもはや量的成長を誇っている時期ではなくなっていた。それと同時に、質的な充実と改善のために、深い反省と見直しが必要であった。企業としても事態は同じであった。開放体制下の国際競争

に対処するためには、経営の在り方は国際レベルにおいて健全でなければならなかったし、「先進国」の一員として輸出競争に参加するためには、国際的なルールを尊重したうえで、秩序ある行動をとることが必要であった。そのためには、やはり企業経営そのものが強固な基盤に立っていないければならず、ひいては日本の経済体制全体が、質的にも健全でなければならなかった。

このような情勢のもとに、「国民所得倍増計画」も再検討の余儀なきに至った。情勢の変化に対応して、政府の政策姿勢を立て直さなければならなくなったのである。即ち、昭和三十八年に「所得倍増計画」の中間検討を行なったのを機として「中期経済計画」が作られ、四十年一月に閣議決定された。「所得倍増計画」は昭和三十六年から十カ年間に所得を倍増するという計画であったが、計画発足後三カ年にして見直しの必要に迫られたわけである。「中期経済計画」は昭和三十九年から四十三年までの五カ年計画であった。経済審議会がその策定作業にとりかかったのは池田内閣時代であったが、三十九年十一月に政変があったため、計画の答申・閣議決定は、後継の佐藤榮作内閣になってからであった。

「所得倍増計画」はなぜ見直されなければならなかったか。それは大きく見て、内外の経済環境が基本的に変わったことと、その計画が内包していた矛盾が表面化し、その抜本的な是正が必要になったことによる。

まず経済環境の変化では、日本経済が「開放体制」に突入したという、計画当初に予見しなかった新事態が起こったことである。次に、経済成長率が「計画」による「前期三年九％」を大幅に超過し、もはや「計画」の基本線が実情にそわなくなったことを挙げることができる。「計画」遂行に伴う矛盾の表面化としては、各種の

第二章 「大型経済」化の質的反省

「ひずみ」の露呈がそれである。具体的には、「計画」が結果的に重点指向した製造工業と、農業・中小企業・流通部門との間の発展のアンバランス、ひいてはそれに伴う所得格差の拡大、経済の発展に比しての「社会開発」の立ち遅れ、経済至上主義による人間尊重への配慮の不足などが、大きな問題点となった。

要するに「倍増計画」に支えられての量的拡大優先の経済がはらんでいた不均衡・矛盾を克服するものとして、また他方では「開放体制」下の新しい時代的要請に応えるものとして、「中期経済計画」が生まれたのであった。したがって、それは「成長の安定性」と「各種ひずみの是正」を標榜したのである。

しかし、この新計画も、策定後一年の昭和四十一年初には廃止されてしまった。それは「計画」では否定されていた公債政策が、不況克服策の一環として四十年から導入された、という新しい事態の発生にもよる。しかし、より現実的には、新しく政権を担当した佐藤首相が、自らの基本構想を織り込んだ新計画を、国民に示す必要を感じたという政治的理由の方を、重く見るべきであろう。その新計画は、昭和四十二年三月に閣議決定された「経済社会発展計画」であった。この新計画の答申案を作成するに当たって、経済審議会を主宰したのは、昭和三十八年四月から経済同友会の単数制代表幹事のポストにある木川田一隆代表幹事であった。彼は「中期経済計画」が内包していた「成長優先」的思想に対して、批判的見解を抱いていた。

経済同友会は「所得倍増計画」の発足以来、その計画運営に当たっての行過ぎに対して警告し、また経営者の無秩序な積極姿勢を戒めてきた。さらに、計画の内包する構造的な「ひずみ」についても注意を喚起してきた。同友会はまた、自由化問題には早くから前向きに取り組み、「開放体制」への自覚を高めていた。

いよいよ「開放体制」の本番を迎えて、木川田代表幹事を新しい指導者とする経済同友会が、政府に対する政策提言に、経営者に訴える見解表明に、大いにその先見性を発揮し、英知を傾けるのは当然のことであった。

一 単数制代表幹事・木川田一隆

経済同友会は、すでに触れたように、昭和三十八年度通常総会で「単数代表幹事」制を採用し、新制度による初の代表幹事として、木川田一隆幹事を選任した。同友会はその草創期における「当番幹事」制時代に、初代当番幹事として諸井貫一を単数で推したほかは、一貫して「二人制」を採ってきた。それをあえて「単数制」に改めたのは、基本的には時代の要請であり、また現実的には木川田一隆という適任者がいたからである。

「開放体制」を控えて、経済団体の活動は国内的に国際的に、ますます重要性を加えていた。経済団体は大いに発言し、大いに説得し、大いに活動的であらねばならなくなった。その際に、会の意識が鮮明に打ち出されることが肝要である。しかも、それが個性ある個人によって人格的に体現されることになれば、事は一層効果的であるのは、いうまでもない。

この時、組織委員長であった佐々木直幹事は、昭和三十八年早々から、そのことに着目していた。彼は時の水上・二宮両代表幹事をはじめ、元代表幹事らの参集を求め、新時代に即応する会の組織的強化について諮り、慎重に検討を重ねた。その結果として出てきたのが、単数代表幹事に配するに複数の副代表幹事を以てする、という案であった。それは二月十五日の定例幹事会で承認され、四月の通常総会で実施に移すことになった。

第二章 「大型経済」化の質的反省

幹事会の議題に供された「組織変更の基本方針」によると、「会務の拡充、国際的地位の向上、責任の明確化という見地から、会の組織運用について検討した結果、現行二名の複数代表幹事制度を単数代表制にするか否かについては、単数代表者制度の採用が必要である」と記され、また「副代表幹事」制については、「単数代表幹事を補佐するための補佐機関の設置」の必要を認めたとうえで、「新代表幹事の選任をまっぴら、その意見を聞きながら決定する」とこととされてきた。

「副代表幹事」は、通常総会から一週間後に開かれた四月十九日の第一回定例幹事会で、木川田一隆新代表幹事の意見を求めたうえで、当初は「幹事会副議長制」として発足することとなった。藤井丙午・佐々木直・金成増彦・山中宏の四幹事が、それに選ばれた。この過渡的な制度が、「役員選任規程」の改正によって、正式に「副代表幹事制」となったのは、翌三十九年四月の通常総会においてであり、その時、前記四名のほかに新たに井深大幹事が加えられ、五人の「副代表幹事」が出現したわけである。山下静一常任幹事は、新しい代表幹事補佐機関の新設について、その理由を次のように説明した。

「幹事会が大きくなったことと、本会の仕事が著しくふえたことなどにより、いわゆる執行部の拡充の必要が生じた。かくして、伝統ある複数代表幹事制を改めて単数制とし、その代わり複数制の補佐機関を設けたのである。その狙いはいろいろあるが、最も大切な点は、層の厚い会員との接触を密にし、できるだけ会員の多数の意思を会の運営に反映させることにある」

一名の代表幹事を押し立て、その周辺に五名の副代表幹事を配することによって、新しい時代に精力的に取組んでいく同友会の中核機構が確立されたわけである。

木川田一隆幹事が初の単数制代表幹事に選ばれたのは偶然ではなかった。むしろ、このような適材がいたからこそ、この新制度が発想されたといつてよい。彼はその後、昭和五十年四月の通常総会で、代表幹事のバトンを佐々木直に渡すまで、十二年の長期にわたり、同友会の先頭に立って采配を揮うこととなる。同友会が木川田一隆代表幹事を得たことは、無条件に幸いであった。また一面から見て、木川田の経済人としての資質は、同友会において育ち、成長し、ついには自ら同友会精神の体現者となるまでに至ったのである。ある意味において木川田は、その年齢の関係を度外視すれば、同友会初期における多士済々の創業者たちが、よつてもつて育て上げた出色の嫡出子ともいふべき存在であった。彼が長くそのポストにあって、会の発展のため献身的に奉仕したのは当然のことである。

木川田代表幹事が同友会の中核的メンバーとして注目され出したのは、会発足後十年、昭和三十二年通常総会の議を経て新設された「経営方策審議会」の委員長に選ばれてからであった。この委員会は、経済同友会が日本経済自立後初めて打ち出した大きな行動の基本線ともいふべき「議會政治擁護」（昭和三十年通常総会決議）の趣旨にそつて、「経営者の社会的責任の自覚と実践」の具体策を検討することを目的として、生まれたのである。この委員会はまた、広く「トップマネジメント」を研究するグループといった性格をも担い、要するに同友会における最も重要な中核的機構の一つであった。

木川田は、この「経営方策審議会」の委員長として、三十三年四月には『経営者啓発についての所見』を発表し、その中で、新しい経営管理の必要性、企業における人間関係の重視、公正競争と自律調整による公益の増進、などを強調した。「自主調整」論議が同友会内部で高まったのは、まさにこの時点からであり、同年九月に

第二章 「大型経済」化の質的反省

は『自主調整についての見解』が発表された。三十四年四月の通常総会では『新しい経済秩序への見解』が発表され、同友会における「経営者の社会的責任」追求意欲は、いよいよ高揚した。このような新しい経営者の意欲と志向を、「理念」的にまで昇華させるに当たって、木川田代表幹事は文字通り指導的役割を果たしたのである。

木川田は昭和三十五年から二年間、代表幹事をつとめた。その前半、岩佐凱實代表幹事と組んだ時代は、同友会がその活動分野を意欲的に拡大した時期であった。「自由化」問題、構造問題のほか、「所得倍増計画」の安定的推進についても、慎重な配慮と研究がなされた。その成果は、相ついで発表され、世の注目を集めた。後期の水上達三代代表幹事とのコンビ時代、同友会は国際活動の本格化に一步を印した。CEDとの提携が実り、共同研究がスタートした。欧州・東南アジア・カナダなど世界の主要地域に調査団が派遣された。

同友会は英知ある進歩的な多数の経営者が、それぞれの知識と体験と個性をもって集まり、自由な議論を闘わせることによって、明日のより良い日本経済の在り方を模索し、進路を見出し、その線にそって行動を展開していく「良識の経済団体」である。それは、あくまでも民主的な合意の上に立って運営され、一人の指導者の独断専行や恣意の押しつけが罷り通る雰囲気にはない。しかもなおかつ、このような組織には、先見性に富み創造力豊かな一人のすぐれた個性の存在が望ましく、それが渴仰される。構成員の大多数に支持される代表者の、巧まざる指導性が、組織の発展にとって大きな効果をもたらすのは当然だからである。

木川田一隆は、このような意味と実質をそなえた単数制代表幹事となった。経済同友会の「木川田時代」が開幕したのである。

二 前進のための構造調整

「開放体制」第一年の昭和三十九年一月十七日、経済同友会が発表した「年頭見解」は、『前進のための構造調整』と題された。

この「見解」案を幹事会に付議するに当たって、木川田一隆代表幹事は、とくに発言を求め、次のように注意を喚起した。

「本年は、開放体制が本格化する第一年目であり、あらゆる意味で画期的な年である。したがって、本年の年頭見解は、国民一人一人の自覚と認識を促すとともに、経済の質的強化に全力を傾け、もって新しい産業社会の形成に努めるべきことを第一義とした」

また、この案をまとめるのに中心となった岩佐凱實政策審議会委員長は、提案理由の説明の冒頭で、「明治維新以来の重大時期にどう対処してゆくべきか、という認識のもとに、日本経済当面の諸問題について検討を重ねるとともに、今後の日本経済のビジョンに対する根本的認識の把握に、より大きな重点を置いた」と述べた。

「開放体制」の重圧感、日本の経営者にとって、明治開国にも比すべき強さをもって迫っていたのである。

「見解」は冒頭で、「これから五、六年、わが国は国際化・自由化に伴う摩擦、あるいはそれに絡んだいろいろな問題に直面し、われわれは、かつてない困難な道を歩まねばならないだろう。この五、六年こそ、わが国にとって、あらゆる意味において画期的・歴史的時期である」と、強調した。この「五、六年」の意味について、岩

第二章 「大型経済」化の質的反省

佐委員長は、とくに、このように説明している。

「六年目の一九七〇年（昭和四十五年）には、日米安保条約改定問題があるなど、政治的にも問題の多い時期であるため、経済的諸問題はそれまでに解決し、開放体制を乗り切る体制を整える必要がある、という意味はかならない」

同友会の広く、かつ先見的な問題の受け止め方を示す言葉である。

この「見解」の出された昭和三十九年初頭は、本章の前書に記したように、国際收支悪化を契機とする引締政策が打ち出されつつあった最中である。この時に当たり「見解」は、事態の本質を次のように見た。

「現在、わが国は国際收支、物価問題に悩んでいる。しかし、これらの問題は主として超高度成長の所産であり、これを国際化という重大な情勢の中で解決するためには、従来の景気調整策とは根本的にちがった政策によらざるを得ないことを、はっきり認めてかかる必要がある。これからは構造政策に重点がかかってゆかなければならぬ。また経済政策の基調を高度成長から安定成長へ、量的拡大から質的強化へ、転換させねばならない。これは今日の急務である国際競争力の強化にも、不可欠の要件である」

そして「見解」は、前文の最後で、「新しい産業社会の形成」による「福祉国家建設への地固め」の要を訴えた。しかも、それを「五、六年のうちに達成すべきだ」と叫んだのである。

「見解」は次いで、政府への勧告、経済界への提言、企業への助言および労働組合への要望を述べた。

まず政府に対しては、「単に経済政策のみならず、内政・外交・文教・社会の各般にわたる総合的政策を打ち出し、国民の協力を求むべきこと」を勧告、次に経済界に対しては、「開放体制の意味するものは、競争相手は

外にあり、国際基準に基づいた経営でない限り、競争に打ち勝つことは困難だ、という点にある」と指摘して、国内における「協動的競争」の必要を訴えた。さらに「構造政策を軸とした経済調整」が必要である点を強調したのち、その過程において生ずべき混乱を避けるため、経済界が「生産・流通・価格等経済活動の全面にわたって、幅広い自主調整の展開を図る」ことを提言し、また構造政策推進に欠くことの出来ない中小企業の近代化に協力するよう呼びかけた。また「技術革新の主役」としての企業の自覚を促した。

企業に対する助言においては、まず企業が「自己責任の原則」に立って、創意を発揮し能率を上げて国際競争力を強めることを唱えた。次に「社会的責任」の自覚を促したのち、社会的利害と企業の利害の調和を図るよう、呼びかけた。国際競争の激化に対処して「創造的な人材を大量に持たねばならない」ことを強調したのは、この「見解」の一つの特色で、次のように企業の注意を促した。

「この際、政府に教育制度の刷新を求めるばかりでなく、企業自体も人材の採用、登用について旧来の考え方を改めなければならない。企業の人事における学歴や学業成績の偏重、年功の重視は、開放体制下においては通用しないであろう。われわれは個人の能力開発を主眼とした人的政策の確立を急務と考える」

「見解」は最後に労働組合に対して、「国民経済を支えるパートナー」としての社会的責任の自覚を要望した。

四月十四日、日本工業倶楽部で開かれた昭和三十九年度通常総会では、『協動的競争への道』と題する「代表幹事所見」が披瀝された。単数制代表幹事としての木川田一隆代表幹事の初めての「所見」であった。

この「所見」において、木川田代表幹事は「協動的競争」を単に企業活動の現象面において捉えるのではな

二 前進のための構造調整

第二章 「大型経済」化の質的反省

く、それが必然的にもたらされるような「経営理念」の確立を重視し、さらにさかのぼって、そのような経営観が抵抗なく通用するような「新しい産業社会」を、理想像として設定している。そして、その理想像の一つの類型として、現に欧米において築かれつつある「近代の産業社会」に注目する。しかも「協調的競争」は単に国内面に止まらず、国際経済の場でも標榜されねばならないが、その場合、日本の経営者は、欧米的な「新しい産業社会」に通用する基本線を身につけていなければならないことを、彼は暗に示唆する。——これが木川田代表幹事の描く「協調的競争」のイメージだと見てよからう。

「所見」は「新しい産業社会」の本質を、「人間の尊重、機能主義の徹底、および秩序原理としての競争と協調との調和、を軸として進展している社会」として捉え、そこで中心的役割を果たすべき「企業」の「新しい経営観」を、このように表現する。

「産業社会の中核は、いうまでもなく民間企業である。したがって、新しい産業社会形成のためには、まず企業のそれに対する意識的・計画的努力が必要である。

企業は単に経済的諸機能の一体系であるだけでなく、また人間的諸関係の一体系でもある。したがって、ここでは、企業第一の責務である財貨・サービスの提供に最大の効率を發揮することは勿論、人間性の尊重という論理が貫かれねばならない。さらに、社会の中心的存在の一つとなっている現在の企業は、社会進歩の牽引力とならねばならない立場にある。そして、ここに企業の社会的責任が生ずることはいうまでもない」

ここでは企業内部における人間重視の経営観が語られている。次に「新しい産業社会」における企業相互間の競争関係においては、どのような「経営観」が持たれねばならないか。木川田代表幹事は、ここで「協調的競争

原理」を持ち出し、このように説明する。

「自由競争は生産諸要素の最適配分を達成し、企業の創意と工夫を刺激し、産業活動の最大効率を発揮せしめる最良の仕組みであり、現在でもその本質は変わりない。しかし、もともと完全な自由競争はあり得ないし、また、それに任せておくだけでは、安定的な経済成長が期しがたいことは、すでに証明されている。国家の経済的機能の増大は端的に、これを示すものである。

ここに自由競争はある程度の制限を設けられる。かくて協調的競争とは、いわば完全競争の持つ合理性を、不完全競争下の現実において、経済取引の当事者同士が相互の英智と理解のうえに、意識的に作り出していることとする試みといえよう」

このような「協調的競争原理」は、「開放体制」下の現実在即してこそ必要となった。「所見」はいう。

「開放体制への移行とともに、企業の発展条件は、これまでの封鎖体制下とは全く異なってくる。即ち、これまでみられたような自己中心の採算基準に基づく企業行動は、企業体質の悪化、コストの固定化などにより、結局、国際競争場裡において敗者となることが、開放体制下の企業環境である。したがって、わが国企業は、企業体質の改善を本義とする質的経営をもって、経営の基盤を固めなければならぬ。同時に、業界の結束を図り、協調的利益を相互に指向しながら、その秩序の枠内で公正競争を行ない、それぞれの企業利益を確保するような採算基準を確立することが肝要である」

「協調的競争原理」は、現実的に何によって確保することが出来るか。「所見」は、このように記す。

「開放体制下においては、業界団体も、新しい産業社会形成の方向に合致して、業界の協調的競争の秩序原理

第二章 「大型経済」化の質的反省

に基づく性格・機能に改めるべきである。まさに西欧型経済団体への再組織が促されるのである。それによつてのみ、われわれがかねて提唱した産業調整会議といったものも実現の可能性が生じ、待望の自主調整を前進させていくことが出来、ひいては協動的競争が具現するのである」

昭和三十九年七月十日、自由民主党の総裁公選が行なわれた。それは政党の派閥抗争を絵に描いたようなものであった。池田勇人・佐藤栄作・藤山愛一郎の三候補がせり合い、池田氏がわずかに過半数を制して総裁に選出されるといふ有様であった。それは、その後の政治運営の不安定を予想させるに十分であった。

この情勢を前に、経済同友会は動いた。「議会政治の擁護」を唱えてきた同友会は、「開放体制」下においては、一層、政治の強力な安定を求める気持が切であったが、現実には余りにも理想とはかけ離れていたからである。

総裁公選を終った十日夜、同友会では、木川田代表幹事を中心に、副代表幹事その他幹部が協議した結果、この際、「政治の強力な組織化と党の近代化」を、自民党に申入れることを決めた。十三日、同友会は経団連・日経連・日商の三団体の首脳を招き、共同歩調をとるよう働きかけたが、他団体には同感であるが経済四団体の共同申入れは避けたい」との意見で、同友会単独で行動することになった。

まず七月十四日、木川田代表幹事は単独で池田首相に会見し、ついで十六日には今里廣記幹事と同道して三木武夫幹事長に会見、前記の意向を伝えた。池田首相・三木幹事長とも、申入れの趣旨を了承し、今後の努力を表明した。とくに三木幹事長は、「政治生命をかけても、その趣旨を貫き、党近代化に努めたいから協力を願いたい」と、強い決意を述べた。また三木幹事長との間に、政府と経済界との相互理解を深めるため、今後定期的に

会合を開く、ということに意見の一致をみた。

三 安定成長路線への決意

——昭和四十年不況の教訓——

池田改造内閣は三十九年七月に発足したが、わずか三カ月後の十月下旬、池田首相は病気のため辞意を表明し、十一月九日には総辞職となり、佐藤栄作内閣が成立した。佐藤首相は「人間尊重の政治」を標榜した。新内閣が取り組む当面の政策課題は、高度成長政策によって生じた各部門における「ひずみ」の是正と、深刻な不況の克服であった。

いわゆる昭和四十年不況は、企業の倒産が非常に多かったという点が特色であり、それが経済界の不況感を一層大きなものにした。三十九年末から、資本金一億円以上の上場会社の倒産が相ついで起こり、経済界に強いショックを与えた。具体的には、「日本特殊鋼」「サンウェーブ」「山陽特殊鋼」が倒産し、「積水化学」「リコー」「厚木ナイロン」などは倒産寸前に迫りこまれた。これらの企業は、おおむね急激に伸びた花形産業で、いずれも、かなり前から赤字が累積していたにも拘らず、粉飾決算で配当を継続し、また無理な設備投資をかさねたものであった。この中でも、四十年三月に倒産した「山陽特殊鋼」は、資本金七十三億八千万円の著名な中堅企業であったが、その経理・経営の放漫は世の指弾を浴びた。

四十年六月には「山一証券」の経営悪化が表面化し、信用恐慌に発展するのを未然に防ぐため、「日銀法第二

三 安定成長路線への決意

第二章 「大型経済」化の質的反省

「十五条」による特別融資を行なうという非常事態が生じ、続いて七月には「大井証券」に対しても同様の救済的金融措置が講じられた。

『経済白書』（昭和四十年版）は、このような企業倒産の増大・経営悪化の背景として、「引締め」の浸透にとともに販売不振・売掛金の回収難」などのほか、次の諸要因をあげた。

一、過去の設備投資の強行により、財務構成が悪化し、資本の固定化をまねき、不況に対する抵抗力が低下していた。

一、労働力不足による賃金上昇、借入金増大による金利負担の増加などによって、収益力が低下していた。

一、企業間競争が激しくなっていた。大企業間は勿論、中小企業相互間、あるいは大企業と中小企業間、さらには従来中小企業が占めていた分野への大企業の進出などの形で、激しい販売競争が展開された。

一、大企業間競争が激化した煽りとして、大企業傘下の系列企業における整理・再編成が進められた。

すべて、これらの諸要因は、企業体質の不健全と過当競争の線上にあるものであり、大きく見れば、無秩序な量的拡大への競争的迷走がもたらした結果であった。

「白書」は、昭和四十年不況の実態を踏まえて、日本経済のあるべき方向について、このように述べた。

「日本経済は生産力が充実し、国際競争力も強まっており、基本的には健全な発展をする力を持っている。政府と民間の協力によって、内在する不安定要因をとり除き、その潜在力を十分に生かしてゆくならば、遠からずして安定成長の軌道に乗ることができるとは違いない」

この「白書」の文言の背後には、「量的成長」成果に対する包括的な自信と肯定がある。そして、その成果を踏

また上で、「ひずみ」の是正その他「質的強化」を推し進めることによって、より良き明日の日本経済を築くことが出来る、という方向が見定められていたのである。

先に述べたように、「所得倍增計画」は昭和三十九年の段階で池田内閣自体によって見直しの必要に迫られ、発想を異にする「中期経済計画」が昭和四十年一月、後継の佐藤内閣によって決定された。それは「ひずみ」の是正を目標とするものであったが、成長優先の前計画の思想を完全に脱皮したものではなかった。それが四十一年に入って廃止されたことも既述の通りである。しかも、ここで注目すべきことは、この過程において経済同友会が「年頭見解」のなかで、「中期経済計画」の持つビジョンを手きびしく批判するとともに、政府要路に対し、その趣旨を強く申入れた、という事実である。

経済同友会は昭和四十年一月二十日年頭見解としての『転機に立つ経営者の自覚と実践』と、『新しい経営理念』と題する提言を発表して、不況にあえぐ経済界に指針を与えた。ともに力強い文脈で貫かれた「反省と自覚」と「実践への意欲」の表明であった。大不況を契機に、反省すべきは強く反省するが、明日の日本経済のためには、自信と信念によって難局が克服できる、といった一種挑戦的な姿勢が打ち出されていた。その底を流れるものは、「安定成長」路線への確固たる決意であったのである。

まず年頭見解『転機に立つ経営者の自覚と実践』は「戦後最高の企業倒産、全般的な過剰生産傾向、証券市場未曾有の不振などの一連の事実」が、企業経営を「根底から大きくゆさぶっている」現実の中に、日本経済の

三 安定成長路線への決意

第二章 「大型経済」化の質的反省

「大きな転機」を感じる。「見解」はとくに「利潤率の低下傾向」に注目し、それが「日本経済の旧来の脆弱な構造の上に、三十五年以降の超高度成長がかさなって」もたらされた基本的な体質的欠陥の現れであることを確認する。つまり、質的強化を忘れた量的拡大政策と、民間経済界のこれに対する安易・放漫な同調が、このような構造的不況をもたらしたのであった。

しかも「政府の一角や政策立案に影響を与える人々」の中には、この不況に対する確な認識を欠き、これを「単なるムード不況」とする判断がある。まさに閣議決定されようとしていた「中期経済計画」は、この甘い認識に立つものであった。そこで「見解」は、これに一矢をむくいた。

「もとより日本経済が潜在的に高い成長力を持っていることを、われわれは、つねに肯定している。しかし现阶段において、今後なお従来への投資主導型の高成長政策をつづけることは、企業経営的に無理である。この意味で、依然としてこれまでの量的高度成長を指向する中期経済計画のヴィジョンは鵜呑みにすべきではないと思う」

いまや経済同友会が新しく確認した路線は「安定成長」であった。即ち、「見解」はこのように宣言した。「かくて四十年代の劈頭にあたり、われわれは自由企業制のよりよき発展を目指し、政府の適正な誘導政策と相まって、企業の質的経営を積極的に行なうことにより、わが国経済の安定成長の新路線にさうよう、決意を新たにし、その実践を期するものである」

安定成長を貫くためには、何が配慮されなければならないか。「見解」は次の諸点を指摘した。

一、経営者は量的拡大偏重の態度を改め、質的強化のための経費節減に努めると同時に、無定見な多角化や、

市場に対する周到な配慮を欠く経営政策、ならびに経理方式の刷新を図らねばならない。

一、今後公害問題などの対社会関係支出の負担も避けられないので、コスト管理に対しては、一層きびしい態度で臨むべきである。

一、過当競争から協動的競争の体制へ一歩前進するため、重要産業の業種別団体は、その内部に協調のための実践組織を設けるとともに、金融界もまた同様な機能を行なう組織をつくり、産業・金融の両界が呼応して、新しい秩序づくりを整えていくことを促したい。

一、物価の安定について、生産性の向上を図るほか、賃上げに關しては、それが日本経済に与える影響が大きいいことや、現在すでに問題化しているコストインフレを防ぐため、労組の協力を求めるべきである。

一、今後の経済発展の基本条件である地価抑制については、土地ならびに土地造成に付帯する諸原則に対し、国家が公益的見地から抜本的対策を確立するとともに、当面、住宅・道路など公共用地の確保や土地収用法の強化ないし適用範囲の拡大などの措置を講じなければならない。

一、経済政策の役割は今後ますます重要になり、しかも、それは経済領域に止まらず、社会福祉の分野にも拡大してゆく性格を帯びている。さらに、経済の国際化や質的成長が課題になっている以上、経済政策は総合的でなければならない。

一、現状のような各省別セクションナリズムでは、これに対応していけないから、政府は総合経済政策を立案する機関を設立すべきであるが、差当たり、この点について総理に助言できる特命の委員会の設置が強く望まれる。

三 安定成長路線への決意

この「年頭見解」とともに発表された「提言」は、『新しい経営理念』であり、それは鈴木治雄委員長を中心とする経営方策審議会が、二年間にわたる検討の結果まとめたものであった。

この検討に当たって「審議会」は多数の経営者や学者の意見を求めた。それは、日本の企業ないし経営者の在り方を、日本の風土との関係において捉え、それによって日本の経営の特質を見出した。次に、それは「開放体制」下に生じてきた「変化の条件」との関連において、日本の経営の在り方を見直し、その上に立って、今後あるべき「新しい経営理念」を探究したものであった。

「提言」はまず、理念探究の姿勢について次のように記す。

「われわれは、今日までの急速な工業化過程において、日本の風土・国民性・社会構造などが、どのようなプロセスで日本経済の発展に貢献してきたか、さらに転換期に直面しつつある現在、いかなる方向性のもとに、それらを、われわれに与えられた使命達成に結びつけるか、の観点から探究した」

「提言」は、経営の日本の特質として、「和の経営・温情主義・終身雇用・年功序列」などを挙げ、それが「企業経営におけるバイタリティとダイナミズムに大きく影響して、日本経済の発展を支えてきた」ことを認める一方で、「工業化の同質化傾向」とにらみ合わせた場合、「日本の経営に固執することは、企業発展の合理性に反する」と捉え、長短双方を意識にのぼらせつつ、次のように方向を見出した。

「いまや新しい諸条件が、いわゆる日本的なものに挑戦しつつあり、この際、過去を振り返りつつ将来を展望し、日本的なものを再評価し、意識的に洗練しつつ、新しい経営理念の中にくみ入れてゆくことが必要であ

る」

その「変化の条件」は、次のように集約される。

一、国際化Ⅱ国際的パターンに照らして物事を考える必要性が生じてきた。国際競争とは単なる商品の品質・価格の競争以上に、国際舞台における思考方法・経営能力の競争でもある。

一、技術革新Ⅱ原子エネルギーにおける技術の進歩が、国際外交と政治に新たな関係を生み出したと同様に、技術革新は企業に対して、経営における新秩序と新理念を要求するものである。

一、組織と人間の関係Ⅱ国際化・技術革新による変化に敏速に対応できる経営の創造的能力を、いかに開発するか。アマチュアリズムによる和をもつてしては、激変する企業環境に太刀打ちできない。

一、価値観の変化Ⅱいまや経営は、新しい価値観を持つ若い世代からの厳しい挑戦を受けている。古い時代の考え方を、従業員と消費者とを問わず、経営をめぐる人々に押しつけることには無理がある。

この「変化の条件」を踏まえて、「開放体制下の企業のあり方」と「新しい経営理念」は、どうあるべきか。

「提言」は、「ビジネスとしての自主性」を確立して創造性を発揮すること、「経営家族主義」的な行き方を脱却した「新しい組織理念」を確立して経営における能力主義・機能主義を徹底させること、などを挙げたほか、「利潤」概念について割り切った考え方を打ち出した。即ち、「社会的責任と利潤」の項を起こして、このように論じたのである。

「われわれは企業の歴史的・社会的責任を重要視するが、それは利潤をあげるといふ企業本来の目的を、決して否定するものではない。むしろ、もっと真剣に利潤について考えるべきことを要請する。勿論、同時に利

三 安定成長路線への決意

第二章 「大型経済」化の質的反省

潤獲得の方法と、その配分について、より慎重に考えなければならぬことは当然である。

強調したいのは、これから「本格的なビジネス」の時代を迎えようとする日本において、また、いまだかつて真の意味における利潤についての洗礼をうけていないわが国の経営にあって、利潤をあえて無視し、高踏的な議論をもてあそんでいるようでは、国内・国外での競争にも勝てないし、社会的責任も果たし得ないということである。

経営者は、もっと大胆に利潤を論じ、その獲得に努力すべきである。いま問題になっている過当競争にしても、経営秩序の乱れにしても、利潤概念に厚味をつけ、それで筋を通すことによって初めて、根本的解決が可能になると考える」

「提言」は最後に、現代社会における企業観について、それが単に「経済的諸関係の体系」に止まらず、より社会的に、「経済発展Ⅱ工業化推進の母体」であり、さらに「産業社会」的進化の過程においては、「社会の新しい力の体系」として社会全体に責任を負うべき立場を担うに至ることを自負した。そして、このような段階における「経営者」の資質としては、「能力・見識・指導力・決断力」にすぐれているとともに、「高次の人間性」をも合わせ持たなければならぬことを、強調した。

提言をまとめるまでに「審議会」が個別的に意見を聞いたのは、次の経営者と学識経験者であった。

井深 大	石橋正二郎	出光 佐三	本田宗一郎	松下幸之助	田代 茂樹
竹内 俊一	鮎川 義介	水上 達三	岩佐 凱實	飯塚 浩二	土屋 喬雄
小汀 利得	中根 千枝	山中 宏	堤 清二	平野 赴	田中慎一郎

経済同友会の昭和四十年年度通常総会は四月十五日、日本工業倶楽部で開かれた。副代表幹事改選の結果、藤井丙午・佐々木直・山中宏・井深大の四名は留任、新たに伍堂輝雄幹事が加わった。木川田一隆代表幹事は、『新しい自由企業体制の確立』と題する「所見」を発表した。

「所見」は冒頭で、深刻な不況の実態を踏まえて、次のように警告した。

「日本経済は、特異な構造的不均衡と企業体質の弱点のゆえに大きく動揺し、なかならず自由企業は内外環境への適応に迷って、重大な転機に際会している。

われわれは内外の諸困難を克服して、成長と安定の調和した新しい自由社会への道を切り開いていくために、いまこそ、その本源ともいふべき創造的リーダーシップと近代的な競争的秩序の時代的意義を再認識し、新しい自由企業体制を確立せねばならぬ時期に直面している」

この新しい「自由企業体制」は、単なる個別対策の寄せ集めによって築かれるのではなく、「自由企業」の精神の発揚を軸とする「経済人の良識ある協調」を通じて、「総合的対策の推進と実践」が現実化されることによつてのみ、築くことが出来るのである。

この「所見」で謳われている「自由企業体制」は、明らかに、先に年頭に発表された提言『新しい経営理念』における「本格的なビジネス」に対応するものと見ることが出来る。個別経営における「本格的なビジネス」への志向が社会的に実現した時、そこに「自由企業体制」が形成される、という関係だと見てよかろう。しかも、その「自由企業体制」は、単なる理念ではなく、当面する構造的な不況の中に混迷している日本の経営が、現

三 安定成長路線への決意

第二章 「大型経済」化の質的反省

実的に志向すべき方向として意識されているのである。

不況下の「日本的経営」は、どのように「本格的なビジネス」^{II}「自由企業体制」から逸脱しているか。また、それはどのような体制的危険を包括しているか。「所見」は、このように記す。

「企業経営者自体においても、当面の危機を糊塗するに急な余り、自由企業本来の自己責任の原則を看過しがちな風潮がみられるのは、きわめて憂慮すべきである。もし政治への依頼心を高め、自己本位の恣意を充たさんとする動きが強まるとすれば、それはとりも直さず、企業経営者が自ら自由経済の本義を忘れ、経営者相互に不信感を生じ、ひいては自由社会の最も尊重すべき公正競争のルールをも破壊するであろう。かような経営における姿勢の崩れは、内外にわたって確立を迫られている近代産業社会の理念である『競争的秩序の新体制』に背反する結果となるばかりでなく、自由企業制の根本をもそこねる恐れが多い。まさに、わが国自由経済の危機というべきである」

不況の到来を契機とする経済界の足並の乱れに乗じて、ともすれば経済の自由体制に介入しようとする政治の発意を未然に抑制するためにも、経営者の自己責任原則に立つ自覚が必要であったわけである。

このような立場から「所見」は、「自由企業」のあるべき姿として、自己責任の覚醒、新しい経営理念の明確化、および構造変化に対する適応力の蓄積を唱えた。

経済同友会は七月二十二日、『当面の不況対策』を発表した。

昭和四十年不況は、まさに「構造不況」であった。経済規模は順調に拡大し、設備投資の結実によって輸出は

世界景気の波に乗ることができ、ひいては国際収支も大幅に好転した。しかも個別企業は利潤の低下、賃金の上昇などにより経営内容が悪化し、中小企業や弱体企業の倒産が相次いだ。つまり、「マクロの好調・ミクロの不況」の典型的な状態が現出していたのである。

国際収支のバランスが改善されたので、昭和四十年一月と四月には公定歩合が引下げられるなど、引締めは解除されたが、不況感は一向に払拭されることがなかった。『経済白書』が四十年八月の時点で指摘したように、「当面の課題は、経済の内部にあらわれた不安定をとりのぞき、大きくなった日本経済の力を、安定成長のために活用する条件をつくり出してゆくこと」であったのである。

経済同友会の認識も、大体このようであった。「提言」は、不況の原因と対策の方向について、このように、訴えている。

「この不況の原因は、つきとめてみると、急速な高度成長過程を通じて累積された体質的あるいは構造的弱点が表面化したことにある。この結果、現在、需給アンバランスのみならず信用不安も生じ、経済活動は極度に収縮している。今日、国際化された日本経済にとって、一番大切なことは安定成長である。しかるに現状は、この路線を下回る状態に立ち至っているので、速かに現在の事態を克服して、経済を安定成長の軌道にのせることが急務である」

その対策の重要なものとして、「提言」は一般的に、「今回の不況の特殊性格を分析」したうえで、政府が「迅速果敢」に総合政策を打ち出すことを要望した。そして具体的には、「当面の不況克服に必要かつ適切な規模の有効需要を創出し、景気の浮揚力をつける」ことを主張した。さらに「提言」は、そのための財源措置として、

三 安定成長路線への決意

第二章 「大型経済」化の質的反省

「本年度は政府保証債の増発によって不足分を賄い、来年度には公債発行の条件整備を図りつつ、建設公債を中心とした計画的な公債発行によって財源調達を行なう」ことを示唆した。

政府は、同友会のこの提案にこたえるかのように、七月二十七日、公共事業の促進のほか国債発行の準備等、積極的な景気浮揚策を決定した。さしもの不況も四十年秋には底入れし、経済は新しい、より安定的な拡大に転じたのである。

四 経済発展の「第二局面」に提言

景気が回復に向かった昭和四十年十月二十七日、経済同友会は『来年度予算に対する提言』を発表した。これは藤井丙午委員長を中心とする政策審議会がまとめたもので、国債発行と大幅減税を大胆に打ち出したものであった。発表と同時に、木川田一隆代表幹事はじめ藤井・井深両副代表幹事と山下常任幹事が福田赳夫蔵相を訪ね、実現を要望した。このことは、同友会がこの「提言」を殊更に重視していたことを示す。それは同友会が、不況克服後に来るべき経済の姿を「第二局面」として発展的に捉え、その新局面を積極的に推進するために、「財政の質的転換」を図ることが緊要だ、と考えたからであった。

「提言」は、「第二局面」を次のように意義づけた。

「この不況の原因は単に循環的なものでなく、現段階のわが国経済が大きな転換期にあることと、深く関係している。即ち、日本経済は、昭和三十年代の産業構造高度化の第一局面を終え、いまは第二局面への過渡期に

ある。将来のわが国経済の発展は、この段階をいかに適切に切抜けるかにかかっており、その意味でここ数年は、きわめて重要な時期である」

この認識を前提として、「提言」は二つの点を政府に要望した。ともに昭和四十一年度予算編成に関連してのことである。即ち、第一は、先の「不況対策」でも謳われたが、有効需要を喚起するため、住宅・道路・港湾など社会資本を充実することであり、しかも、そのための国債発行を提案した。第二には、企業体質の改善、国際競争力の強化、業界秩序の確立のために働くような、大幅の「政策減税」の実施である。具体的には、輸出を振興し、技術開発を促進し、また企業の合併を誘導するような効果のある租税的配慮を望んだ。なお、前段の国債発行については、市中消化能力と国債発行規模との調整に留意することを付言したのは勿論である。

明けて昭和四十一年一月二十一日、経済同友会は『不況克服から新しい均衡経済へ』と題する年頭見解を発表した。前回と同じように、この発表に当たっても、木川田代表幹事はじめ中山素平幹事・藤井丙午副代表幹事らが、佐藤首相・福田外相・藤山経企庁長官と会見して趣旨を説明、その実現方を要望した。

当時、景気は着実に回復の歩みを続けており、また公債発行を基軸とする昭和四十一年度予算原案が、すでに決定していた。政府もかなり強気であったし、経済界も発展への自信を取り戻していた。ここにおいて同友会は、先に発表した「第二局面」観を、より現実的、積極的な意味での「安定成長」志向に融合させた。

年頭見解は、まず、「あらゆる困難を乗り越えて再び繁栄を取り戻すことを決意する」との力強い意欲を、冒頭で表明したのち、経済の新局面下で再確認した「安定成長への路線」を、このように表現した。

四 経済発展の「第二局面」に提言

第二章 「大型経済」化の質的反省

「欧米諸国とちがって、構造的に不均衡な状態にある日本経済においては、単に有効需要を量的に増大させるだけであってはならず、それに質的な方向づけを行ない、安定成長の路線につなげる配慮がなくてはならない。即ち、適切かつ機動的な運営を前提とした減税と公債政策を前向きに活用し、企業基盤の強化、社会資本の充実、後進部門の近代化など、構造的弱点の是正に努めるとともに、より良き国民生活の実現を期しつつ、均衡のとれた経済成長を図らねばならぬのである」

「見解」は、さらに、このように言い切った。——「われわれの安定成長政策とは、まさにこのような観点に立って行なわれることを意味し、一部で言われている低位安定では決してない。そして刻下の問題たる消費者物価の安定、企業利潤の回復も、基本的には、このような政策運営によって初めて可能となるものと思う」と。この年頭見解で打ち出された注目すべき方向は、「産業再編成」であった。それは企業の体質改善の延長線上において、自然に肯定的に取りあげられたのである。即ち、このように記している。

「個別企業の体質改善のためには、自主技術の開発を中心とする企業の高度専門化、公正な価格競争などを通じて、地道に内部留保を高めつつ資本構成の是正に努めることが必要である。このためには、企業内部の機能的再編成が必要である。

さらには国際化時代に対処して、系列を超え、生産力・資本力の集中を高める企業合併・業界の再編が進められねばならない。しかし、それを実行するに当たっては、技術・流通販売機構なども含めた機能主義の立場からの総合的判断が必要である」

「見解」はさらに、再編成にありがちな弊害と、その是正への配慮を、このように指摘した。

「規模が大きくなれば、とかく労使問題や縦割組織の弊害など、一般に能率が悪くなるというマイナス面を念頭におき、いたずらに大規模化のみを期待して行なう合併は再考を要する。

従来からある関連企業や系列企業との関係についても、新しい角度から前向きな組替えを考えることが必要である。また、現在のわが国企業の一つの弱点は、一方に近代的な設備を持ちながら、他方において老朽化した設備を抱えていることで、これを積極的に、スクラップ・アンド・ビルドする対策が急務である」

五 産業再編成と「構造金融」の提唱

経済同友会は昭和四十一年をもって、創立二十周年を迎えた。四月十五日、日本工業倶楽部で開かれた通常総会では、木川田一隆代表幹事が『新しい産業秩序の主体的実践』と題する「所見」を発表し、また「事業計画」が決定されたが、いずれも、過去の実績を踏まえて、新しい決意で使命の遂行に邁進しようとする、気概が溢れていた。

「事業計画」は冒頭で、二十周年の使命感を、次のように謳いあげた。

「われわれは創立以来一貫して、国民経済の進歩と安定のために、自由かつ公正な立場で実践的批判を行なうとともに、経済界の自主性の強化と経営者の社会的責任の遂行に微力を傾けてきた。その成果は、日本経済社会の発展に、着実に影響を与えてきたものと確信する。しかし、今日の国際経済社会の基調である秩序ある自由主義、新しい産業社会の形成に至る道は、いまだ遠く、その推進力としてのわれわれの使命は重

第二章 「大型経済」化の質的反省

い」

四十一年度事業計画では、「開放体制の進展と日本経済の質的变化に対処し、安定的経済成長を実現する」ための研究項目が並べられたが、第一番目に掲げられたのが、「資本の自由化、開発途上国に対する経済協力と、それに即応する新しい経済秩序の確立、産業再編成を促進するための方策の研究」であった。

代表幹事所見『新しい産業秩序の主体的実践』は、まさに事業計画における最前列の研究課題にこたえたものであった。

すべて歴史的前提から出発しなければ気がすまない木川田代表幹事は、「所見」の冒頭で、「昭和四十年代」を、このように位置づける。

「顧るに、昭和二十年代の日本経済は復興経済の時代であり、三十年代は高度成長経済の時代であったが、四十年代はいわば蓄積経済の時代とみるべきであると思う。

即ち、これまでの高度成長時代は、封鎖体制の中で常にフローの増分に目を奪われた量的経済観を中心にしてきたが、これに対して、これからの経済は開放体制の中で、蓄積されたストックの価値を重視する質的経済観を中心として、安定的な成長を期待する方向に進むべきであらう」

そして彼は、その安定的成長を期待する志向のうちにこそ、「経済同友会が年来主張しつづけてきた自由経済の本質ともいうべき自己責任の根源」を見出すのである。

この安定的成長を目指す以上は、経営者は新しい心構えを持たなければならない。「企業基盤の弱さも顧ず、協調への実を棄て、過当競争に明け暮れている」ことは、もはや許されない。昭和四十年代経済への適応力を蓄

積・整備しなければならない。それが同時に「苛烈な国際競争に不敗の体制を固める」ことにも通じるのである。その線上において、「新しい再編成への自覚と実践」の決意が生まれて来る。経営者は「意識的・計画的に」これに取り組むことが要請されるのである。

木川田代表幹事は、不況の過程で生まれた「行政指導的カルテル」を厳しく批判した。それは「緊急避難的」措置であったとはいえ、本質的には、「当該産業や企業の前向きな体質改善」を怠らせることにつながるからである。「所見」の追及は鋭い。

「好況は自己中心的に享受し、不況に際しては、行政指導カルテルの名のもとに、後向きの自己防衛に走るということになれば、それは産業界ならびに自由企業に対する国民の信頼を裏切ることになる」

このような「行政指導」に頼ることは、自由企業体制に対して政府・官僚の介入を自ら求めることであり、企業の自己責任原則を自ら軽視することにほかならない。それが、そうならないためには、企業は自ら体質改善に努めるとともに、業界的にも前向きの産業再編成を進めることが肝要である。現に、再三にわたる欧州経済統合調査団の報告にもあるように、欧州では「技術革新に裏づけられた大型化による規模の経済への足どり」が顕著である。この「国際経済社会の風潮」を直視して、わが産業界は、主体的に何をなすべきか。「所見」は「産業再編成」への設計図を次のように示した。

一、投資単位の集約化によって、国際的な大規模化を図る。技術革新がますます大量の資本の投入を必要としている時、国民経済的にも企業経営上からも、投資効率・資本効率をあげるため、どうしても、それが必要となる。そのため業界としては、水平的な企業間の合同・合併を推進するとともに、設備の共同管理・委託生

五 産業再編成と「構造金融」の提唱

第二章 「大型経済」化の質的反省

産など、協調の精神に立つ幅広い経営を行なう方向に進むべきである。

一、企業の合理化・近代化は、これを垂直的に関連企業相互間にひろげ、原料取得から中間製品・最終製品に至る生産の流れに即して、進められねばならない。即ち、従来ありがちな金融中心の融資系列化にかわって、産業主体の系列化の推進によって、各生産段階における生産条件を安定化させることが望ましい。

「所見」は、このような「水平的・垂直的の両面」にわたる日本産業の再編成によって、「過当競争の是正」がもたらされるとともに、ひいては「国際競争力強化」にもプラスとなると指摘する。

「所見」はまた、再編成が進められる過程において留意を要する次の二点をあげた。

- 一、大企業・中小企業を問わず、それぞれ特性を活かして、独自の活動領域を開拓させ、専門化・分業化を図りつつ、国民経済の発展の中で、それぞれに確固たる地歩を築かせることである。
- 一、産業全体にわたるスクラップ・アンド・ビルド政策を展開し、限界部門・限界企業の整理淘汰を図ることによって、コスト構造の抜本的改革を推進することが必要である。

「所見」は、産業再編成が産業界の主体的判断と努力によって遂行することを本来の在り方としつつも、一方で「金融」の側が、その円滑な実現を促進するために、産業・企業の「転換・整理・発展」を援ける「構造金融」の道を開くことを望んだ。

「構造金融」とは、ここで初めて唱えられた金融の新しい役割である。「所見」は、このように説明する。

「ここでいう構造金融は、一般金融と異なり、わが国が直面している過渡的な困難を排除し、高度産業社会の進展ならびに新しい国際分業秩序の形成に向かつての円滑な移行を目的とする『政策的金融』として、特殊の

時代的機能を持つものである。このような構造金融は、政府特殊金融機関によって供給される長期・低利の資金によらなければならない面が多いが、同時に民間の長期債券発行銀行ならびに市中銀行の、これに果たす役割もまた大きい」

「所見」は、「構造金融」に配するに「一般金融」の在り方にも注文をつけた。即ち、資金の需要側としての企業においては、「節度ある投資償行」を確立するとともに、資金調達に際しては、従来の銀行借入れ偏向を避け、株式・社債にも重点をおくなど、調達ルートの多様化に努めることが必要であり、一方、資金の供給側である銀行にあっても、行き過ぎた預金獲得競争による資金コストの上昇や、系列金融中心の貸出態度を改め、健全金融・金融正常化を強力に進めることを要望したのである。

木川田所見は、このようにして、「新金融体系」に支えられる「産業再編成」の推進によって、「安定成長」への道を前進することを呼びかけたのである。

六 開放体制下の構造問題

昭和三十年代末期の時点において、「構造問題」は大きく変貌していた。

もっとも、「安定成長」的前進の基盤としての全産業的な構造的矛盾ないし弱点が、根強く存在していたことは、これまでの記述においても明らかであるが、いわゆる「二重構造」ないし「格差」の面から論じられた農業・中小企業など、いわゆる「遅れた分野」の構造問題は、高成長下において、よほど相貌を異にするものとなった

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

のである。

農業においては、かつて、その過剰労働力と低所得のゆえに、「格差」が問題視されたのであるが、高成長下の労働力需要の増大は農業人口の都会流出を招き、「兼業農家」を増加させた。過剰人口はなくなり、低所得も克服された。中小企業においても、労働力不足による求人難から、低賃金現象は消滅した。農業・中小企業ともに、相対的収益増に支えられて近代化・機械化が進み、生産性は相対的に高くなった。

このように捉えた限りにおいては、「遅れた部門」における構造改善は、高度成長のメリットとして、一応進んだのであった。しかし、問題は、それらの部門が置かれた広い意味の経済環境との関連において捉えられた場合においては、なお多く残されていた。それは端的には開放体制下に一層きびしく要請されていた「自由化」との関係においてであり、また中小企業の場合は、「倒産旋風」として印象づけられていた深刻な不況の進行との関連においてであった。つまり、農業も中小企業も、この際、新たな前進的な視点から見直され、実質的に体質改善されなければならなかった。経済同友会が、三十年代中期に取りあげた両部門の構造問題を、ここで再び、農業の場合は三度も、取りあげざるを得なかったのは、この関係を先見的立場から重く見たからであった。

なお同友会は、同じ時期において「都市問題」も取りあげたが、これも広い意味で、構造問題の側面的なアプローチであることにおいて、変わりはない。

(一) 農業近代化に提言

経済同友会は昭和三十九年二月二十一日、『農業近代化への提言』を発表した。これは河野一之幹事を中心と

する研究グループが、昭和三十八年秋以来、「自由化は農業においても例外ではない」との立場から、農業の「産業的確立」を期することを目的として検討した成果をまとめたものであった。また、研究の煮つまった三十九年一月には、木川田代表幹事ほか幹部が赤城宗徳農相と会見、この問題について意見を交換し、「提言」に盛り込まれるべき趣旨の政策的反映を要望した。

「提言」はまず、高度経済成長の進展する中における農業の変貌を、このように見た。

「経済成長による国民生活水準の向上に伴って、食生活の高度化・多様化がもたらされ、畜産物・果実等のいわゆる高級食糧に対する需要が増大するなど、農業生産の選択的拡大が行なわれ、一方、価格の上昇もあって、農業所得は相当改善した。他方、農業人口も、他産業へ急激かつ大量に流出した」

これは農業の現象的な変容過程を表面的に捉えただけであるが、「提言」は、その内実を見つめて、一つの問題意識を持った。即ち、こうである。

「しかし、農業人口の流出は兼業農家を増加しただけで、農家戸数の絶対減少を伴わず、かえって就業構造の劣弱化と労働力の質的低下を招き、他産業との比較生産性において、格差は必ずしも縮小したとはみられず、『農業基本法』（昭和三十六年六月施行）の狙いとする自立経営農家の育成には、はるかに遠いものがある」

「提言」は、さらに前向きに、日本農業のおかれた国際的環境と、それへの適応の必要性を、このように述べた。

「いまや、わが国は本格的な開放経済体制を迎え、幾多の問題を抱えているが、農業のみ独り、これより除外されるべき理由はない。具体的には、それは農産物貿易の自由化、関税の引下げ、輸入ワタの拡大といったこ

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

とであるが、時期と程度は別としても、それは既定の事実として受取らねばならない。また同時に、合理的な国際分業を促進し、開発途上国との提携・協調を図ることは、いまや世界の大勢である」

このような日本農業の低生産性と、自由化必至の国際環境とを前提として、「提言」は、国民経済における農業の立場をきびしく見直す。要点は、こうである。

一、一国の食糧自給度は高い方が望ましいことはいうまでもない。しかし、一切の食糧を国内自給に頼ることは不可能である。国際自由経済の下では、それは資本と労力の浪費であり、不経済・不合理である。農業といえども、国際分業の妥当性は変わらない。

一、わが国の食糧自給度は八五％程度で、先進国に比して必ずしも低くない。しかしアメリカでは一〇％以下の農業人口で砂糖以外はほとんど自給して、なお大量の農産物を輸出している。イギリスは四％の農業人口で四五％の自給度を確保している。わが国は二八％の農業人口で八五％の自給度だから、大いに改善の余地がある。生産性が低いのである。

一、生産性の向上によって相対的自給度を高め得るし、作物によっては輸出を伸ばす余地がある。しかし、それには農業が「企業」として自立することが前提となる。

わが国における農業の保護は、自然的・社会的条件によって当然なされるべき理由もあるが、農業の保護が「保護農業」を生み、その結果、農業の「経済性」や「進歩性」が没却されるようなことになってはならぬ。

そして「提言」は、「農業の保護も大切であるが、消費者の保護も大切だ」と言い切るのである。このような立場から、「提言」は、農業政策の基本目標について、このように見た。

「農業問題の困難さは、社会問題と経済問題の混在するところにある。それは、農業を国民経済の一環として、その成長発展を期待する立場において、理解し解決するものでなければならない。

わが国農業はこの意味において、経済性に立脚した急速な近代化が要請される。それは、国民経済にとって負担ではなくプラスとなる農業であり、企業的にも自立し得て、かつ国際競争力を持ちうるものでなければならない。」

「提言」は、以上のような基本認識に立って、農業近代化対策を詳細に示した。それは、(1)自立経営農家の育成、(2)価格政策の再検討、(3)関連産業との協力提携、の三つの路線において論じられた。「自立経営農家の育成」では、経営規模の拡大、兼業農家の離農促進、適地適産の徹底、あるいは農業技術の高度化と農業教育の充実が、指摘された。とくに「価格政策」においては、国民経済的立場から、次のように鋭い批判が表明された。

「農産物といえども、その価格水準は、需給の安定的な均衡の下で実現されるところと著しく離れたものであってはならないし、また、そうであることは許されない。しかし、封鎖経済ないし管理経済方式の下では、とかく、これが見失われがちである。

価格政策が本来の機能を離れ、所得政策として運用されることは、一般消費者物価高騰の原因となるのみならず、健全な農業の発展に支障を来たすおそれがある。それは適地適産主義による農業生産の選択的拡大を阻害し、コスト低下の意欲を失わせ、ひいては構造改善を妨げることになる。また、その利益が一部の商品生産農家に限定されるという、実際上の不公平もある。現行の米麥管理方式には、すでに、この弊害が現れている

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

と思う」

「関連産業との協力提携」では、「一定の農村地帯に農産物加工センターを設定し、ここを中心に道路その他を整備し、周辺農村から原料農産物が大量に流れ込む仕組みを考えるべきである」と、提案されている。

経済同友会は、この「提言」から二年後の昭和四十一年三月三十日、『明日の農業への展望』を発表した。これは『農業近代化への第三次提言』と副題された。昭和三十五年四月の『日本農業に対する見解』から教えて、まさに三回目の提言であった。今回の「提言」も、第二回目のそれと同じように、河野一之幹事が農業問題委員長として、約二年にわたる研究・調査の結果になるものであった。それは「常に複雑化し、絶えず変貌してゆく日本農業」を、同友会が「凝視」しつつ、明日の国民経済のために在るべき姿を考えてきたことを意味する。

第二回提言以来、農業の変わり方は一層顕著であった。農業人口の減少は機械化の推進によって補われ、生産性向上の結果として農業所得は増大した。農業近代化は一応、進んだのである。経営規模も、専業農家においては拡大した。しかし、現実に農家経済の内面に踏み込んで見た場合、このような好転、改善の形には、相対的の評価しか出来なかった。国民経済的にみた農業の欠陥は「兼業農家の増加」に象徴されていた。大勢としての実態は、兼業による農家所得の増大という、歪曲された形での見せかけの向上であったのである。長期的、国民経済的には、問題は、いまだ解決されずに残されていた。

「提言」は、農業におけるこの現象と本質を、明暗二つの面として捉える。まず「明るい面」は、(1)農業生産の選択的拡大、(2)自立経営農家の萌芽、(3)格差拡大傾向の停止、である。「暗い面」は、(1)農業生産の相対的伸び

悩み、(2)農産物価格の騰貴と不安定、(3)兼業の進行と構造改善の停滞、である。

農業問題は、社会的な角度からの先入観によって、経済問題的な本質が見失われがちであり、そのために問題解決の方向についての確な認識が、ともすれば損われやすい。「提言」は、開放体制下における国民経済的な良識の立場から、農業問題に絡む誤れる通念のワクを乗り越えて、問題の真の解決に迫る方途を、大胆に示唆したのである。その主要な点は、次の通りである。

▽食糧自給度について

現在わが国の食糧自給度は八〇%程度であり、米国を除く西欧諸国に比較して相当高い。これは農産物の大宗である米が完全自給に近いこと、米麦の輸入が国家管理されている結果でもある。将来、食糧消費パターンの変化によっては、低下を余儀なくされるだろう。また畜産物の自給度は相当高いが、濃厚飼料のほとんどを輸入にまわっている。さらに砂糖のごとき国内自給の見込のないものもある。

これからみて、農産食品の総合的な自給率を論ずるのは実は無意味である。要は食糧消費パターンの変化に即応し、個々の農産物について、国際的な観点をも含めて、最も経済的かつ効率的に、自給度を高めるべきである。

▽格差是正問題について

最近、農業と非農業の格差問題について、統計上の数字と実感が相当かけ離れているように感じられる。数字上の格差を極端に表面に押し出すことは、農業者に著しい格差意識を植えつけ、ひいては焦燥感を抱かせるとともに、政治への過度の依存体制を招来し、自主性を損うことになりやすい。

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

農業の格差問題は経済上の問題である。格差の是正は、経済性の發揮によって行なわれるべきである。

▽兼業による農家所得の向上

今日、農家の兼業化は相当の速度で進んでいる。とくに「内職農業」ともいうべき「第二種兼業農家」において著しい。農家の兼業化は、単に農家所得の向上という点よりすれば、格差是正に役立つであろう。しかし、それは農家がいずれ農家でなくなることを意味する。それを期待するのは、ていのよい農業切捨て論でなければ、日本農業の安楽死を願う態度であり、決して、明日の明るい農業を築く道ではあり得ない。

農産物価格政策の在り方は、経済同友会にあっては、年来の重大関心事であった。第一次・第二次の提言でも、この点には精力的に取組まれたが、「第三次提言」では多年の研究・考察を基礎として、一層明快に所見が吐露された。

「今日、消費者物価の上昇には、農産物価格の値上がりが大きく寄与しており、そして、それがある程度やむを得ないものとして是認されているようである」というのが、そもその発想の根拠であり、その考察に当たっては、流通・加工部門等の問題は別として、とくに価格政策の再検討に焦点が当てられた。

農産物価格政策は、農産物価格の安定、生産の選択的拡大、および「農業に不利な交易条件を是正し、農業所得を妥当な水準に維持確保」するための「所得政策」として、活用されている。それは、農産物の国家管理、政府の直接・間接の市場介入、不足払い、関税政策、輸入制限等の措置によって行なわれている。

この政府の政策姿勢について、「提言」はまず、国民経済的立場から、「その目途とする価格水準は、需給の安定的均衡の下で実現されるであろうところのものを、著しく離れたものであってはならない」と主張する。そ

の理由は、「需給の実勢から離れた高水準に、（価格を）人為的に維持することは、生産諸要素の適正配分という、価格本来の機能を失わせるものであり、農業生産の選択的拡大を阻害するおそれがある」からである。

「提言」はとくに、「農産物の七〇％以上に適用されている二重価格性ないし支持価格制」に的をしぼる。

所得格差の解消と所得均衡化は、農政の重要な政策目標であり、この目標は本来は生産性の向上によって実現されるべきであるが、農業の相対的立ち遅れとの関係上、過渡的対策として、ある程度の所得政策が加味されることは、やむを得ない。しかし、その安易な政策の弊害と限界が自覚されねばならぬ、というのが「提言」の立場である。このようにいう。

「（支持価格制による）所得効果が迅速かつ明瞭に現れることからして、そのための価格政策が安易に運用される場合においては、農産物価格の上昇は止まるところはないし、生産性向上の意欲も阻害される。とくに、この点、制度が巨額の財政負担を裏づけにして運営される限り、問題の核心を見失わせやすい。生産費および所得補償の考え方に基づく算定方式をとる米価政策は、この意味において再検討を要しよう」

「提言」はさらに、国際的観点との調和において、農産物価格政策が見直されるべきことを強調した。即ち、「貿易自由化は農業だけを埒外におくものではなく、それは基本的には、国際的規模において自由な価格機能を發揮させるものである以上、進んでは一国の産業構造の改変を要求するものであることに、留意されなければならぬ」と、「自由化と農業」との関係を厳しく捉えた。そして、「わが国の農産物価格は、国際的にみて一般的に割高である事実を閉却してはならない」と、改めて注意を促した。

要は、「封鎖的な価格政策が、必ずしも農業を保護し、格差の解消、所得の均衡化をもたらすものではない」

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

ことを、声を大にして訴えたかったのである。

「提言」は最後に、「構造改革への道」について、「自立経営農家の育成」あるいは「農地の流動化のための農地法改正」などを唱えたのち、次のような印象的な文言で結んでいる。

「農業が国民経済において正当な地位を要求し得るためには、それが企業として自立すること、そして絶えず生産性向上への努力が必要である。産業の保護と社会保障とは別個のものである。他産業において、この点に遅れをとるものが常に脱落する中において、農業のみが社会保障的意義を主張し得る時期は、すでに去った。しかし農業の近代化には長い時間がかかる。われわれは過去においてわが農業が果たしてきた役割、そして、今後において果たすであろう役割を、軽視してはならない。近代化への脱皮を温い眼で見守り、支援しなければならぬというのが、われわれの主張である」

「経営者」が「農業」を論ずることの意義を、雄弁に物語る結びの言葉であり、この「提言」が、時の赤城農相の提唱する「総合農政」の本格的展開に対して、大きな影響を与えたことは特記されねばならない。

(二) 「中小企業」に指導的提案

経済同友会は昭和三十九年十一月二十日、『中小企業対策への提言』を発表した。その基本的な考え方は、先に三十七年四月に発表された『中小企業の基本政策に関する見解』と同じであった。即ち、従来の中小企業対策が社会政策的に傾き、また不況対策としての場当たり的な金融措置を中心としてきたために、中小企業に固有の低生産性や零細企業性を温存する結果になっていた、という弊を改め、経済政策的なベースの対策を講ずること

により、中小企業の健全な体質を育成する、という点に主眼を置いたのである。

しかも、このような基本的考え方に立った中小企業対策は、「開放体制」下において、全産業的な経済基盤強化の時代的要請とにらみ合わせて、いよいよ切実に必要となっていたのである。また、政府においても、三十八年七月、「中小企業基本法」を制定して、産業構造政策の一環としての中小企業対策の基本姿勢を打ち出していた。この「基本法」の根幹をなす考え方は、中小企業対策においては経済政策の対象とすべき分野と、社会政策的配慮を加味すべき分野とを明らかに区分し、総じて中小企業者の自主的努力を助長することを基本的態度とすること、また中小企業問題の解決は全国民経済的な課題であるから、これには大企業や民間金融機関の社会的責任の立場に根ざす協力が必要であること、さらに「中小企業」の定義は単に企業規模によらず、諸施策の効率的運用の見地から合目的に規定する必要があること、など中小企業問題の産業構造的立場からの把握に立脚していたのである。

当時、同友会の中小企業委員会は、藤川一秋幹事が委員長となって「提言」の検討に当たっていた。藤川委員長は地に足のついた提言をつくることを目的とした。同友会前の「中小企業・見解」が出された直後の三十七年六月、すでに「基本法案」はさかんに論議されていた。中小企業委員会は、まず時の中小企業庁長官を招いて、法案作成についての政府の基本的見解を聞き参考に資した。ついで委員会は二回にわたり実態調査を行なった。実態調査には伊藤善市東京女子大学助教授、蓮見音彦同大学講師の協力を求めた。第一回は、三十七年十一月の「中小企業問題実態調査」で、全国の同友会会員を対象に、中小企業政策の在り方や「基本法案」についての意見を求めた。第二回目は「中小企業問題意識調査」で、三十八年十二月に行なわれた。これは東京都江東区

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

および大田区の中小企業経営者に対する直接の面接調査で、中小企業問題についての認識を打診し、また対策意見を徴したのである。

「このような周到な準備の上に立って練られた同友会の「提言」は、次の点で特色をそなえていた。

一、「基本法」では中小企業問題に対する認識において進展が見られたが、それは政策目標と施策の方向が明示されただけで、具体策にまでは至らなかった。これに対して「提言」の内容は、「基本法」の精神を踏まえた具体的施策の展開といった役割を担った。

一、「提言」は「開放体制」という客観的条件のもとで、また不況下で中小企業の倒産が相ついでいる最中に検討されただけに、その施策の考究についても切迫した臨場感が漂い、また構造改善を求める姿勢にも現実的説得力があった。

「提言」は、わが国中小企業に支配的な経営姿勢の欠陥を、このように見ている。

「一般的にいうと、中小企業者は同族意識が強く、経営の近代化が、しばしばトップ・マネジメントの交替を伴うことがあるにも拘らず、後継者の養成において欠け、またハイタレントの導入を避ける傾向がある。また、長期経営に対する構想に乏しく、伝統的手法を墨守しがちである。とくに、マーケティングへの関心が薄く、生産能力の拡充意欲の割りには、価値実現性の向上をおろそかにしている。要するに、近代的企業者としての条件に欠ける面が少なくない」

「提言」は、中小企業者にとるべき対策として、(1)専門化・協同化・系列化の選択、(2)企業活動と家計の分離、

(3)後継者の養成、(4)経営の健全化、をあげた。次に、大企業による協力については、(1)経営指導、(2)適正な補完

関係の確立、の二点を指摘した。

政府に対する要望のうちで重要なのは、「中小企業近代化事業団」の設立である。従来の「日本中小企業指導センター」は、地方公共機関の職員がその任に当たっているため、その仕事が行行政指導的で、企業的感觉に立った指導が行なわれない欠点があった。そこで「提言」は、これら既存の指導組織を再編成して、民間的色彩の強い「事業団」を新設すべし、とするのであった。

「事業団」の仕事としては、次のような構想が持たれていた。

- ▽指導部門Ⅱ共同重役派遣のためのチーム編成、企業診断事業、経営・技術等の研修事業、近代化企業への出向制度の斡旋、中小企業に関する広範な研究・調査および内外の情報提供
- ▽実施部門Ⅱ中小企業の環境整備、工場等の集団化、企業合同、共同施設の設置等協業化の促進、産業用住宅など共同福祉・厚生施設の建設、生活環境の整備、以上に対する人的・技術的な指導と支援

(三) 「東京再開発」の基本方向

構造問題との関連においても重要な地域開発問題に取り組んできた同友会は、その有力な一環をなす都市問題にも、大きな関心を寄せていた。その線上における最初の成果が、昭和四十年三月十二日に発表された『東京に寄せる期待と提言——東京再開発の基本方向』である。これは「地域開発委員会」(委員長・二宮善基幹事)の中に特設された「都市問題小委員会」が、石川六郎幹事の主宰のもとに、大都市東京の集中化傾向に対する方策を検討した結果として、もたらされたものであった。

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

「提言」の問題意識は、こうである。

「世界一の大都市東京には、いまなお人口および産業の著しい集中化傾向がみられている。しかも、この集中化が無秩序に進んでいるため、公共施設その他の不整備と重なりあって、都市機能の相対的低下を招き、都市生活環境の悪化が進み、正常な経済活動は阻害されつつある」

人口・産業の大都市集中化は、ある意味において、文明の進歩に伴う歴史的必然ともいべき現象である。しかし、それが現実にも多くの弊害をもたらすとすれば、何らかの対策が必要となるのが当然である。

「提言」は、「大都市本来の機能」と、しからざるものを選別し、本来の機能はこれを十分に發揮させるため、都心部の積極的再開発と周辺地域の無秩序なスプロールの排除を行ない、一方「大都市に存在する必然性のないもの」については、その積極的な分散を図り、同時に、地方拠点都市の育成整備などの地域開発政策を一層推進する、ということをもって基本姿勢とした。

大都市東京の本来の機能は何か。——「提言」は、このように捉える。

「今日の東京は、単に行政機能の中心であるというだけでなく、第三次産業なканずく情報の総合および金融などを中心とした管理中枢的機能を持ち、さらに、今後一層重要性を増す国際都市として、とくにアジアにおける外交・経済上の重要な機能をも合わせ持つところ、に、大きな意義と特色がある」

このような点から、「提言」は東京再開発の基本方向を、次のように設定する。

一、全国的見地からの再開発

東京の再開発は全国的にみて重要な意を持つものであるから、国会がこの問題を取りあげ、強力な具体策

を講ずべきである。投資効率なども、長期的かつ国民経済的見地から考えなければならない。

一、都市機能の發揮

東京の再開発は、都市機能の發揮と、人間能力ならびに人間性の回復を目標とし、しかも、これを長い将来にわたって持続させる方向で考えるべきである。この場合、住民および企業も、その再開発の方向を認識し、社会連帯意識をもって積極的に協力することが必要である。

一、長期的観点からの再開発

都市の再開発には大きな財政的裏づけが必要である。また、今後の政治・経済・社会の發展動向、とくに交通・通信機関の急速な發達をも考慮に入れなければならない。このような理由からみて、東京再開発は長期的観点で進めることが必要となる。

このような方向にそつて東京を再開発するために、まず前提として何を解決すべきであるか。「提言」は、「基本的課題」として、次の諸点を指摘した。

▽土地の公共性に対する考え方の確立 Ⅱ 土地利用計画や公共施設計画がたてられても、土地に関する権利関係が障害となつて進捗しない。この際、土地の公共性に対する正しい社会・経済的觀念の確立が必要である。

▽長期的・一元的・広域的土地利用計画の策定 Ⅱ 東京は建築物や各種施設の雑多かつ平面的な集積にすぎず、その土地利用は驚くべき低能率を呈している。これは権利関係の複雑さのほか、土地に対する各種行政機関の錯綜にも原因する。この際、長期的視野に立つた一元的かつ広域的な土地利用計画を策定し、大きな

六 開放体制下の構造問題

第二章 「大型経済」化の質的反省

国・公有地をこの部面で積極的に活用するとともに、土地所有者に対しても、この計画に自主的に協力させるような誘導措置を検討すべきである。

▽大都市再開発法の制定Ⅱ大都市再開発事業を遂行するためには、事業執行力を強化するとともに、その実施を支える十分な財政・金融措置が必要であり、また事業遂行上住民のこうむる損害には、正当な補償をすることとなる。こうした目的にそう大都市再開発法のごときを制定することが必要である。

▽大都市行政の一元化・広域化Ⅱ今日の大都市は、従来の行政区画を越えて広がりがりつつあり、さらにメガロポリス指向が見られる。この際、在来の行政区画や制度にとらわれず、思いきった行政の一元化と広域化を図り、強力な行政力によって困難な都市問題に対処することが必要である。

▽財源措置の再検討Ⅱ東京再開発には、国としても財源確保に特別の配慮をなすべきである。税体系の再検討をはじめ、財政資金の投入、公債・外債の発行など、抜本的な財源措置の検討を望みたい。

「東京再開発」問題の延長線上において、地域開発委員会の特設委員会（委員長・石川六郎幹事）は昭和四十年一月六日、『東京における住宅対策』を発表した。発想の根拠は、このように述べられた。

「住宅問題は、単に住宅の量的供給対策に止まらない。それは経済・社会・教育など、あらゆる分野にまたがる問題であり、また将来の生活水準の向上に伴う住宅の質的变化についても配慮しなければならない。

この意味から、住宅対策は国の基本政策として、長期的・総合的見地から講ずべきである。しかし現実には、わが国が従来とってきた対策は不十分で、このため住宅難はいよいよ深刻化している。とくに大都市において

は、都市化の進展に伴い、住宅不足と並んで住宅環境の悪化が著しい」

「提言」は、「住宅対策は本来都市計画の一環として行なわれるのが当然だ」という立場から、先の「東京再開発・提言」の線上にある基本的な諸命題について、重ねて適切な解決を政府に促した。また「提言」は、「政府施策住宅建設」の一層の拡充と住宅規模の多様化など、「長期総合住宅政策」の確立を訴えた。さらに「提言」は、東京の住宅事情が急速に悪化しつつある実情に、速かに効果的に対処するため、「民間住宅建設」を促進すべきだという立場から、「適格」な民間ディベロッパーに対する助長・誘導措置をとるよう要望した。

地域開発委員会はさらに四十一年十二月、前記特設小委員会の検討成果として、『大都市の交通・輸送対策』と題する提言を発表した。この「提言」は東京における対策を中心とし、これを(1)自動車交通、(2)通勤交通、(3)物資輸送、の三問題に分けて考察し、長期的・広域的観点からの総合的・重点的効率主義を基本とする対策を掲げた。